

■第9 その他

【傷病鳥獣救護の基本的な対応（イノシシ）】

1. 経緯及び背景

東京都の「第12次鳥獣保護管理事業計画」において、傷病鳥獣救護の基本方針として以下のとおり定めている。

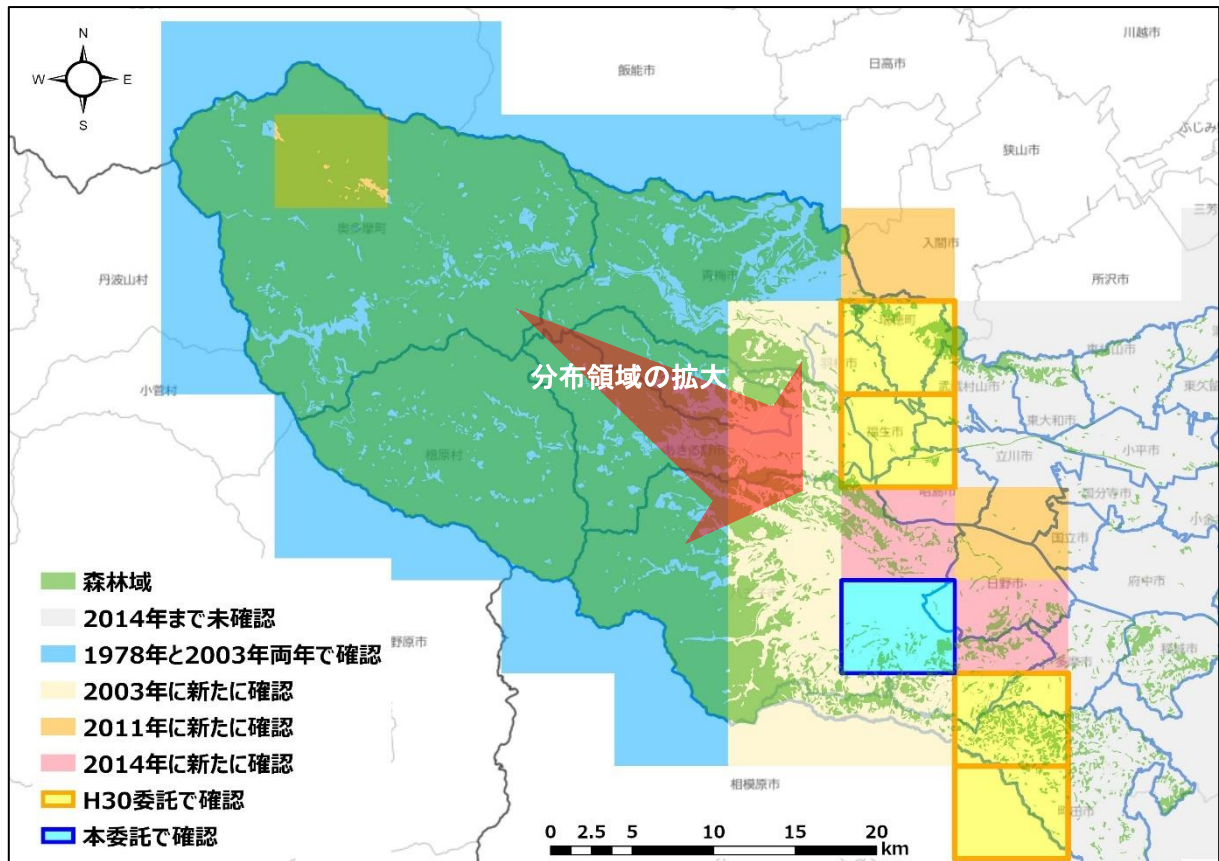
- ① 生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施する。
- ② 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル、同水準と認められるマニュアル等に即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ③ ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との関わり方について普及啓発に努める。
- ④ 糞等の生活被害が多発しているカラス類及びドバト並びに生息数が過剰となっているニホンジカについては、救護の対象としない。また、本来生息するものでない外来鳥獣等についても、救護の対象としない。
- ⑤ 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。
- ⑥ ニホンカモシカについては、特別天然記念物であり、文化財保護法に基づき適切な対処を行う。

方針④において、生活被害を及ぼすカラス類やドバト、生息数過剰なニホンジカ、外来鳥獣等については、救護の対象から除外している。第13次鳥獣保護管理事業計画では、近年農作物被害を多く引き起こしているイノシシの扱いについて検討したい。

2. 東京都におけるイノシシの現況

①分布状況

環境省が実施した第2回（昭和53（1978）年度）および第6回（平成15（2003）年度）自然環境保全基礎調査、平成26（2014）年度に実施された生息状況調査において、狩猟メッシュ（以下「メッシュ」という）単位で示された東京都域におけるイノシシの分布状況に、東京都で平成30（2018）年度に実施した生息状況調査結果を重ね合わせたものを図2.1に示す。2003年以降の調査結果では、多摩地域西側の森林域から東側の市街地へ分布を広げていることが確認された。



注) 青で囲まれた狩猟メッシュが本委託で捕獲数の集計から新たに確認された分布域、橙色で囲まれたメッシュが平成 30 (2018) 年度イノシシ生息状況等調査で有害捕獲数の集計及び自然保護員巡視記録から新たに分布が確認された地域となる。

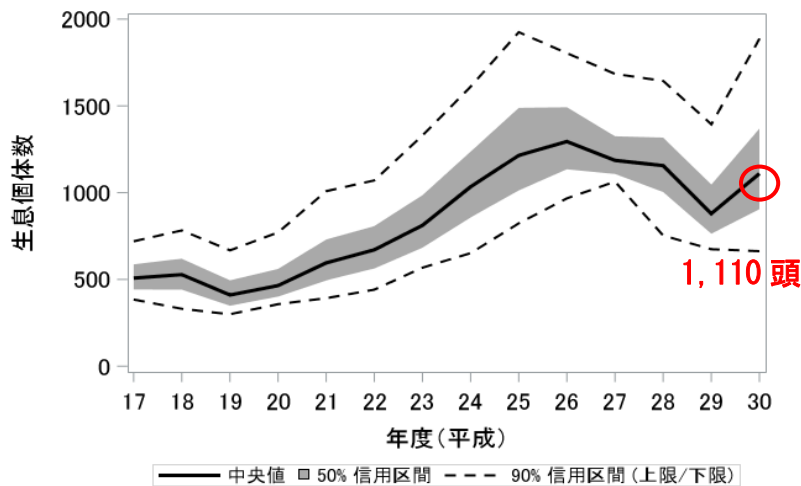
出典)「平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和 2 年 3 月 東京都) ※一部追記

図 2.1 東京都におけるイノシシの分布状況 (5 kmメッシュ)

②推定生息数

平成 17 (2005) 年度以降、平成 30 (2018) 年度までに収集された狩猟捕獲数、有害捕獲数等のデータもとに、階層ベイズモデルにより東京都域におけるイノシシの生息個体数を推定した結果を図 2.2 に示す。平成 30 (2018) 年度の推定生息数は 1,110 頭 (中央値) であり、平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までの減少傾向から再び増加に転じている。

市町村別の推定生息数は、奥多摩町が 265 頭と最も多く、次いで八王子市 (149 頭)、青梅市 (133 頭)、日ノ出町 (114 頭)、あきる野市 (109 頭)、檜原村 (55 頭) 等となっている。(注：各市町村の中央値の合計は、都全域の中央値とは一致しない。)



出典)「平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和 2 年 3 月 東京都)

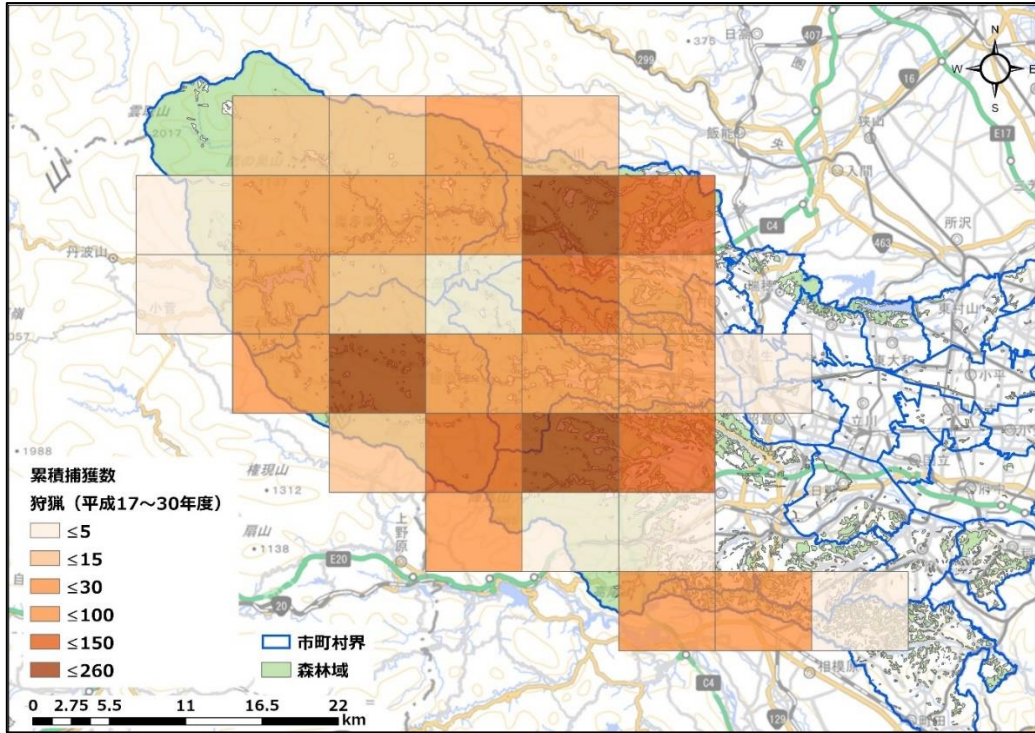
図 2.2 東京都におけるイノシシの推定生息数

③捕獲状況

東京都におけるイノシシの狩猟捕獲数 (平成 17 (2005) 年度以降) 及び有害捕獲数 (平成 20 (2008) 年度以降) について、報告された捕獲位置 (狩猟メッシュ) をもとに累計を整理したメッシュ図を図 2.3~2.4 に示す。累計狩猟捕獲については、八王子市・青梅市・檜原村で多く、累計 260 頭以上のメッシュが存在する。累計有害捕獲数については八王子市が最も多く、累計 800 頭以上のメッシュが 3 か所存在する。また、有害捕獲数については、八王子市や町田市等の市街地へ拡大しつつある。

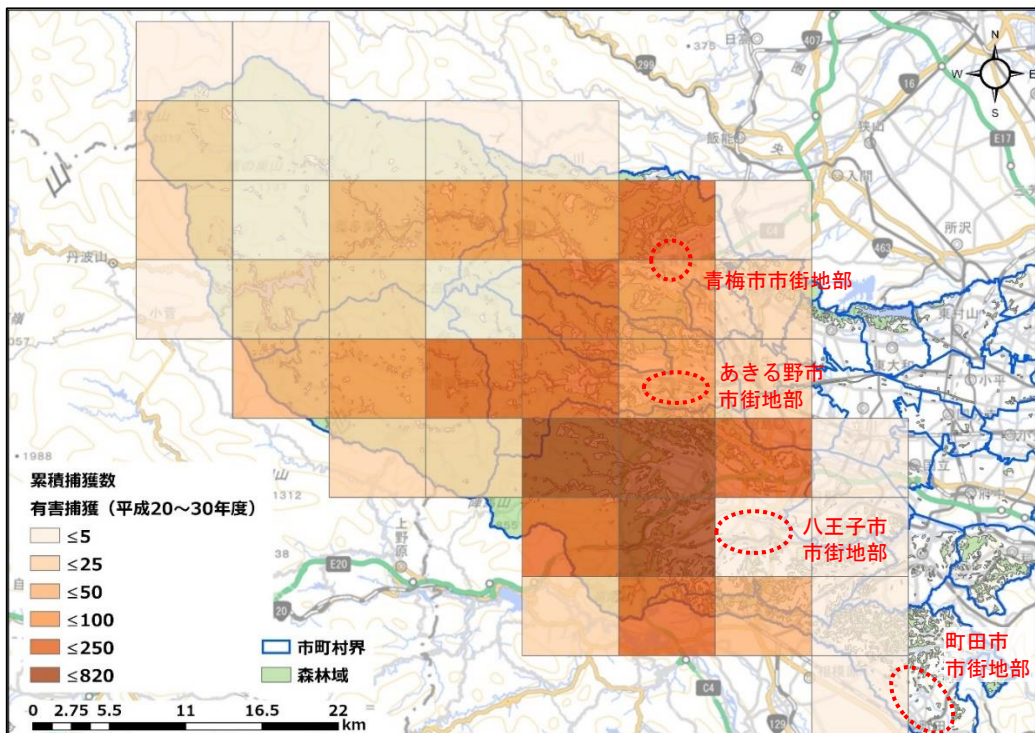
ヒアリング (八王子市農林課) によると、八王子市の北西部では、関東山地の山間部に畑地耕作地が多く、農地を荒らすイノシシの目撃情報が多数寄せられているとのことであった。また、町田市のアンケート結果から、高尾山麓から南東へ延びる多摩丘陵に接する地域でイノシシの目撃例が多いことが確認された。これらの地域は、市街地や農地近傍にイノシシの主要な生息地である山林が分布していることや、移動ルートになりやすい小規模緑地が連続しているといった特徴がある。

近年、生息数の増加傾向を示すイノシシは、上述のような地域特性や自然条件等により山林内の餌資源が減少した場合など、連続した緑地間や山間を移動し、農地や市街地に出没する機会が増えることも捕獲が増える一因として考えられる。



出典)「平成31年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和2年3月 東京都)

図 2.3 東京都におけるイノシシの累計狩猟捕獲数



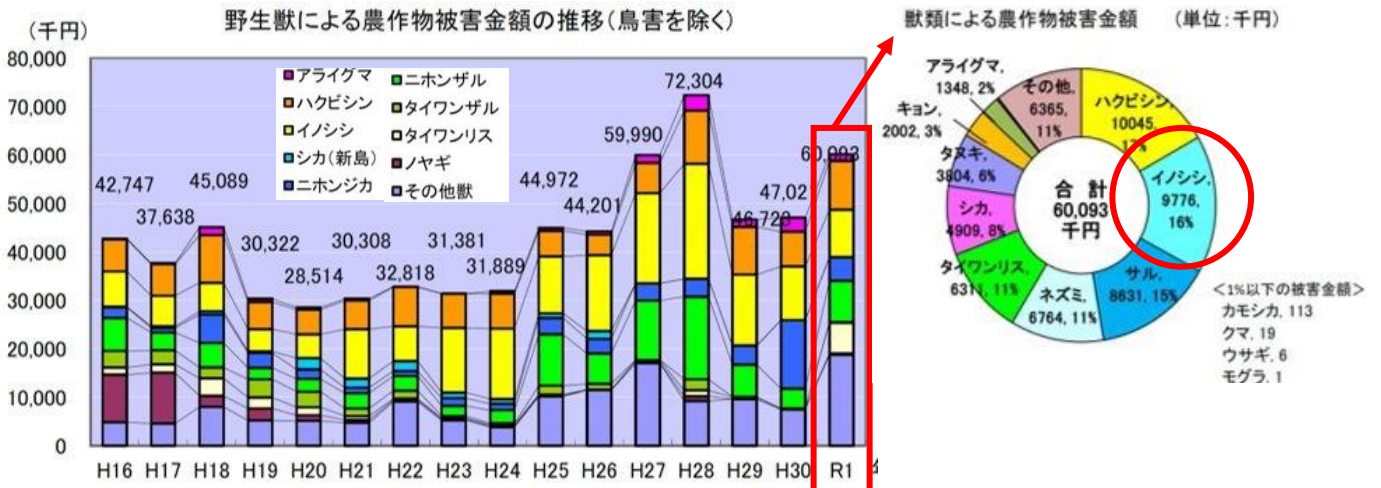
出典)「平成31年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和2年3月 東京都) ※一部追記

図 2.4 東京都におけるイノシシの累計有害捕獲数

④農作物への被害状況

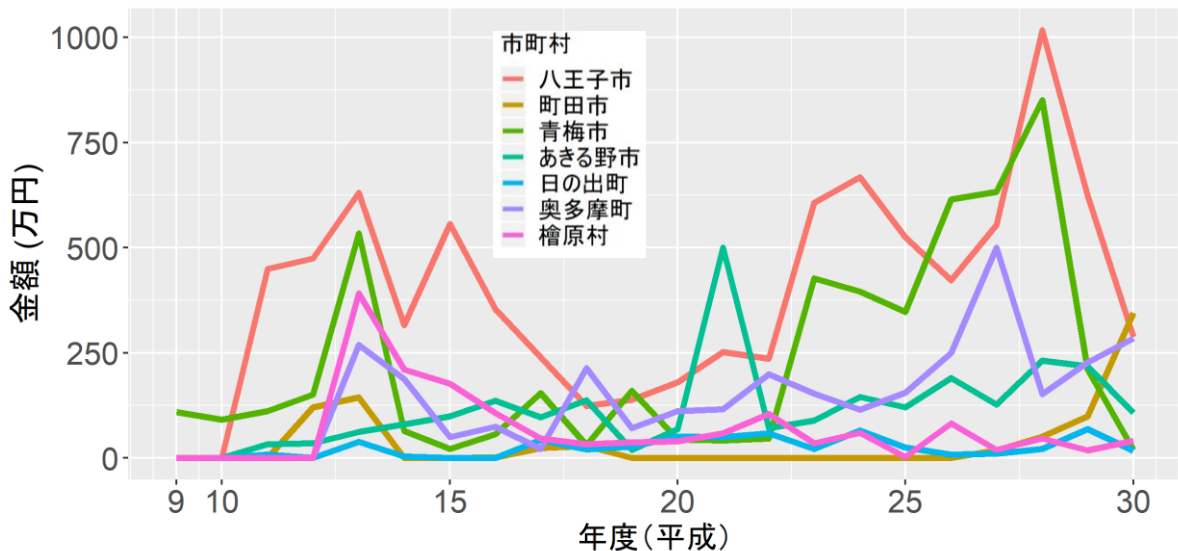
東京都における農作物被害金額では、図 2.5 に示すとおり、例年イノシシによる被害額が上位を占め、在来種の中で最も被害を与えている。

被害金額について市町村別にみると、図 2.6 に示す通り近年では八王子市・青梅市・奥多摩町の被害額が大きい傾向がある。とくに八王子市及び青梅市では、平成 28（2016）年度の被害金額が、平成 9（1997）年度以降で最も大きかった。平成 29（2017）年度以降は全体的に減少傾向にあるが、町田市と奥多摩町は大きく増加している。



注) 「平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和 2 年 3 月 東京都) を基に一部加工して作成

図 2.5 東京都における農作物被害金額



注) 「平成 31 年度イノシシ生息状況等調査委託 業務報告書」(令和 2 年 3 月 東京都) を基に一部加工して作成

図 2.6 各市町村における被害金額の経年変化

3. 今後の方針

イノシシによる生態系への直接的な影響は小さく、推定生息数や被害状況に一定の傾向は見られな
いが、分布エリアが拡大していることは明確である。特に、市街地部への拡大が特徴的であり、今後
これまであまり遭遇する機会がなかった市街地の住民等から駆除や救護などの問い合わせが増加する
ことを想定し、第13次鳥獣保護管理事業計画では、イノシシを傷病鳥獣の救護対象から除外するこ
とを検討する。

表 3.1 関東圏のイノシシ傷病鳥獣保護状況

都道府県	傷病鳥獣としてのイノシシの位置づけ	備考
茨城県	救護対象外 (第12次鳥獣保護管理事業計画にて救護対象から除く ことを明記)	・イノシシによる農作物被害が拡大したため 平成17年より特定計画を策定。その後、指 定管理鳥獣として第二種特定鳥獣管理計 画にて管理を継続。
栃木県	救護対象外 (狩猟や特定計画の対象種等のうち、特に生息数が多 い種、又は深刻な農林水産業等被害をもたらす種)	・イノシシによる農作物被害が拡大したため 平成17年より特定計画を策定。その後、指 定管理鳥獣として第二種特定鳥獣管理計 画にて管理を継続。
群馬県	種を特定した記載なし (「鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先 する等の対応を図る」などの方針のみ)	・指定管理鳥獣として第二種特定鳥獣管理計 画にて管理。
埼玉県	記載なし (現状として、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カ ワラバト(ドバト)は救護対象外)	・イノシシの生息数の増加、分布の拡大、農 作物被害の拡大などにより平成18年より 特定計画を策定。その後、指定管理鳥獣と して第二種特定鳥獣管理計画にて管理を 継続。
千葉県	種を特定した記載なし (農業被害・生活被害を及ぼす鳥獣、外来鳥獣等の救 護は原則行わない)	・イノシシによる農作物への被害は甚大であ り、指定管理鳥獣として第二種特定鳥獣管 理計画にて管理。
神奈川県	種を特定した記載なし (農林水産業被害等の原因となるおそれのある傷病鳥 獣等の取扱いについては、治療、繁殖・研究若しくは 教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与 えない方法での致死等を検討する。)	・イノシシによる被害の軽減及び生息分布拡 大を防止するため、平成30年10月に「神 奈川県イノシシ管理計画」を策定。

注) 各県の「第12次鳥獣保護管理事業計画」及びヒアリング結果を基に作成

参考. イノシシによる生態系への直接的影響

湿原や湿地において、イノシシによる採食や掘り返しが原因で植生が減少した事例がある一方で、イノシシによる攪乱や種子の移動が保全対象植生の維持や再生に役立った事例もある（富田 2021；安藤ほか 2014）。

表. イノシシによる生態系への直接的影響

地域	イノシシの行動	生態系への影響	文献
愛知県・岐阜 県の複数の湧 水湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採餌・飲水 ・ 湧水湿地の内と外、植生タイプに関わらず掘り起こし ・ 泥浴び・水浴び 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生の攪乱(既存資料によると、程度によっては保全対象植生の維持や再生に役立つ) ・ 本研究での採餌行動は生態系を変化させるほどの影響はないと考えられた ・ 種子配布 	富田啓介 (2021)「湧水湿地を利用する哺乳類・鳥類とその行動」保全生態学研究
岐阜県山中峠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地の掘り起こし ・ 採食 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二ホンジカ及びイノシシの影響でミズバショウが減少 	安藤ほか (2014)「岐阜県山中峠湿原における野生哺乳類によるミズバショウ群落の攪乱」